

# 予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

- 1 期 日 令和5年9月20日（水）
- 2 会 場 全員協議会室
- 3 開会時刻 午前 9時42分  
休憩 午前10時18分から午前10時21分
- 4 閉会時刻 午前10時29分
- 5 出席者
- |     |      |      |       |
|-----|------|------|-------|
| 委員長 | 松浦昌巳 | 副委員長 | 松本 均  |
| 委員  | 草賀章吉 | 委員   | 山本行男  |
| 〃   | 二村禮一 | 〃    | 窪野愛子  |
| 〃   | 寺田幸弘 | 〃    | 勝川志保子 |
| 〃   | 鈴木久裕 | 〃    | 富田まゆみ |
| 〃   | 藤原正光 | 〃    | 藤澤恭子  |
| 〃   | 嶺岡慎悟 | 〃    | 大井 正  |
| 〃   | 橋本勝弘 | 〃    | 安田 彰  |
| 〃   | 石川紀子 | 〃    | 山田浩司  |
| 〃   | 高橋篤仁 | 〃    | 鷺山記世  |
- 市長 久保田崇 副市長 高柳泉 副市長 石川紀子  
総務部長 大井敏行 参与兼資産経営課長 村上将士  
企画政策部長 平松克純  
事務局出席者 議事調査係 平川 陽

- 6 審査事項  
・議案第99号 令和5年度掛川市一般会計補正予算（第6号）について

- 7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和5年9月20日

市議会議長 山本裕三様

予算決算委員会委員長 松浦昌巳

## 議 事

午前9時42分 開議

○委員長（松浦昌巳） それでは、改めましておはようございます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

定例会におきまして当委員会に付託されました議案は、議案第99号 令和 5年度掛川市一般会計補正予算（第 6号）についてであります。よろしく御審査をお願いいたします。

それでは、諸般の報告として 2点申し上げます。

初めに、発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れて発言するようお願いいたします。

次に、質疑においては、説明を求める場合、議案のページ数を示し、疑問点を明瞭に発言することとし、答弁も簡潔に分かりやすくお願いするとともに、一問一答方式でお願いします。議案に関係のない質疑や意見は控えていただくようお願いいたします。

また、傍聴の申出がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、2の審査事項に入ります。

議案第99号 令和 5年度掛川市一般会計補正予算（第 6号）についてを議題とします。

それでは、資産税課の説明をお願いします。

村上参与、お願いします。

○委員長（松浦昌巳） 資産経営課の説明が終わりました。ただいまの説明に対する質疑をお願いいたします。

草賀委員。

○委員（草賀章吉） 質問させていただきます。

結審そのものは、結審したことでありますから、敗訴という形で支払うのは当たり前だと思うんですが、今市のほうから聞いているところは、第三者委員会があつて、その後いろいろ考えるという話をされておりましたが、第三者委員会をする前に関係者のほうを一度ぜひ市のほうで招集いただいて、皆さんがどのように感じているのかお聞きすべきじゃないかと、私は松井市長の時代に 1年半以上放置されたといいますか、聞き及んでいなかったというようなことも含めて、そのことも敗訴の要因になっているかと思っておりますので、当時の市長、それから伊村副市長、それから久保田市長もそのときは副市長でありましたと思っておりますが、それから高柳総務部長、それから釜下部長、こういった方々に一度事実を一回お話をすべきではないかと。ただ第三者に任せられて、まずこういう結審になりましたと、ほとんど関係者は市の幹部のようなんですから、そのことが今まで

伝えられているかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

○委員長（松浦昌巳） 御回答を。

高柳副市長。

○副市長（高柳泉） 私がお答えします。

この判決が確定した事実につきましては、もちろん庁内での共有は当然させていただいております。それから、御指摘のあった松井元市長、伊村元副市長、この御両名につきましても、私のほうから判決が確定したということについては説明をさせていただいております。

○委員長（松浦昌巳） 草賀委員、よろしいですか。

久保田市長。

○市長（久保田崇） 今副市長から答弁申し上げたとおりなんですけれども、ちょっと1点だけ、すみません、指摘をさせてください。

今回の件は、私ども、敗訴というふうにおっしゃいましたけれども、敗訴という扱いでは多分ないと思っております、双方何というんでしょうか、原告側も満額認められたわけではありませので、その中間というところなので、私どもとしては、あくまでももちろん私ども主張が認められなかった部分ではありますが、敗訴というふうには捉えておりません。あくまで損害賠償額の決定があったというふうに思っています。すみません、細かい点かもしれませんが、指摘をさせていただきます。

○委員長（松浦昌巳） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） それは失礼いたしました。ただ市民感情としては敗訴ぐらいの感じですよ。言われたとおりにお支払いしなきゃいけなくなったんじゃないでしょうかということ、当初もっと早くやれば、本当に1,000万円で土地だけが返ってきたという部分はあったかもわかりませんが、なかったかもわかりませんが、そういった意味ではやっぱりそのぐらいに相当するということを私は申し上げたかった。

今、三方には説明をされたということですが、感想等を述べられておったと思っておりますけれども、言える範囲で結構ですが、お聞きしてよろしいですか。

○委員長（松浦昌巳） 高柳副市長。

○副市長（高柳泉） 御説明させていただいた上で、御両名からは、今回のことについては市が上告しないというようなことについては、御理解いただいたという言葉が正しいかどうか分かりませんが、御納得いただいたというような状況でございます。

○委員長（松浦昌巳） 草賀委員、よろしいですか。

そのほか御質問。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 3点ほどお伺いします。

○委員長（松浦昌巳） 1つずつ。

○委員（鈴木久裕） はい。まず 1点目ですけれども、今日、先議ということで可決した場合は速やかにお支払いがされるということをするんですけども、同時にまだしていないものではないかなと思いますが、相手方に対する謝罪というか、そういったものをするお考えがあるのか、そのあたりを聞かせてください。藤澤議員の一般質問ともしかしたら重なっているかもしれませんが、改めて確認ということで。

○委員長（松浦昌巳） 久保田市長。

○市長（久保田崇） 前回、議員懇談会でしょうか、そちらでも少しお伝えしたので重なる部分がありますが、私としては、相手方、つまりサンケイ開発さんに対しておわびに伺うつもりであります。タイミングについては、定例会終了後速やかにというふうに考えております。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） よろしいですか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 2点目をお伺いします。

市民への説明は丁寧にしていただけるかと思いますが、どのように考えておられるか教えてください。

○委員長（松浦昌巳） 大井総務部長。

○総務部長（大井敏行） 11月の広報かけがわの紙面を使いまして、謝罪、経過も含めて掲載をさせていただきます。予定です。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 説明ということであると広報の掲載のみという、今のところ考えているということですか。

○委員長（松浦昌巳） 久保田市長。

○市長（久保田崇） 補足を申し上げます。今、広報かけがわ11月号ですか、掲載についてはお話ししたとおりでありますけれども、それ以外でも、これも既にお答えしておりますが、区長会連合会について、これは動画の撮影という形にはなりましたけれども、そういった形。また、ほかの場

面でも直接お話しすることもあろうかと思っております。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 第三者委員会を次回招集して、求償について検討してもらおうということでお伺いしていますが、結果のいかんにかかわらず、何らかの現体制としての責任というか、そういったものについてお伺いされているかどうかちょっと教えてください。

○委員長（松浦昌巳） 久保田市長。

○市長（久保田崇） お答えいたします。

まず、私といたしましては、それこそ令和 2年に議会で附帯決議をいただきました。そこで指摘のあった 3点の事項、つまり市民に対してこのことについてしっかりと説明を行うということ、それから、そのときに売買の行為等に直接もしくは間接に関わった職員、また元職員も含めて求償を検討すること、それから市長の姿勢というふうに附帯決議では書かれていましたが、私はそれはやはり先方へのおわびだというふうに受け止めておりますが、その 3点についてしっかりと実行するということを考えております。そのような中で、現執行部についても、私どもは何かできるかということについては、副市長等を含め少し内部で話し合いをしているところでございます。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） そのほかの御質問ございますか。

山本委員。

○委員（山本行男） 結審して一安心だなと思えますので。これは、報道を見ての市民の皆さんから市のほうに何かありましたか、声が。

○委員（山本行男） 村上参与。

○参与兼資産経営課長（村上将士） 二審判決の報道以降、市民からの問合せ等はございません。

○委員（山本行男） ない。

○参与兼資産経営課長（村上将士） はい。

○委員長（松浦昌巳） 山本委員、よろしいですか。

○委員（山本行男） はい。

○委員長（松浦昌巳） そのほか御質問は。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 今、大分きちんとした御回答をいただいているなというふうに思っているんですけども、2つほど。

1つ目は、第三者委員会での審議、ここの中の内容というものがどういう話合いが第三者委員会の中で行われているのかということが、市民の側にも私たちにも明らかになってくるのかということころをまずお伺いします。

○委員（山本行男） 村上参与。

○参与兼資産経営課長（村上将士） 第三者委員会での審査は、対象になった職員への求償ができるかどうかは審議になると思います。審査内容につきましては、多分非公開になるかと思っています。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） もう一つ。

○委員（勝川志保子） はい。

○委員長（松浦昌巳） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） もう一点です。先ほども市長もお答えになってはいるんだけれども、説明していただいているんだけれども、第三者委員会の後のところも含めて、現執行部のところについて何かができないかという、こういうお言葉があったわけなんですけれども、ここだけでなく、求償は重過失はないのというようなあれがあったとしても、今の現執行部以外のところ、以前のところまで含めて責任をとすることは一切考えないという。現執行部のところだけの対応になるよということですね、第三者委員会の後。

○委員長（松浦昌巳） 久保田市長。

○市長（久保田崇） ちょっと質問が分かりにくい部分もありますけれども、もし回答が不足であればお願いします。

私の理解では、第三者委員会におきまして、当時の売買の行為に関わった、直接、間接に関わった職員、あるいは元職員に対して求償できるかどうかということを法的に検討していただくというふうに思っています。今非公開という話がありましたけれども、これはどうしても個人名が多く出てきますので、なかなか全面公開というわけにはいかないだろうと、ただ、もちろん結果については公開することになるということでもあります。それを受けて、私としては、それを最大限尊重して求償できるなら求償いたしますし、求償できないという、法的にできないというんだっいたらいたしませんというふうなことになるわけでもあります。

先ほどの答弁との続きで言えば、現執行部については私どもは何ができるかというのはこれから考えていきますが、既にお辞めになった方に対して、私どもは人事上の処分を行うことはできませんのでできる範囲のことで行くと、それは処分、私どもこれからやるべきことは、責任とか処分だけではありません。こういうことが起こらないための再発防止ということが何より大事なので、そ

れについてしっかりと対策構築していくというふうなことも、私どもが今後行っていくことに含まれるのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 勝川委員、よろしいですか。

○委員（勝川志保子） もう一個だけ聞いてもいいですか。

○委員長（松浦昌巳） はい。

○委員（勝川志保子） すみません、今広報での謝罪、広報での経過説明の文書載せることと区長会での動画の配信があるよということだったんですが、今地区集会なんかもやっているし、いろんな場所が公的な行事だとかいろんなところがあるかと思うんですけども、記者会見もあるでしょうし。そういう公的な場所のところで、市長が自らの口できちんと事の経緯を市民にというような場をつくるということは考えていないのか。

○委員長（松浦昌巳） 久保田市長。

○市長（久保田崇） それは既に実施している部分もあるし、これからやる部分もあるかと思っています。既にこれまでの記者会見においても本件について聞かれておりますので、今後、私のほうからお話することもあろうかと思えます。

地区集会については、既に始まっていて、今 5地区ぐらいですか、行い済みのところとこれからのところがありますので、そうすると全ての地区というわけにはいかなくなるので、どうするかということについては考えていきたいと思いますが、私としては、場面を活用してそういったことについてしっかりと伝えてまいりたいなと思っています。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） そのほか御質問。

嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） 私からも何点か質問させていただきたいと思いますが、お話があったかもしれません。第三者委員会で、先ほど法律的なということで弁護士さんになるかと思っています。そのあたりでお話しできる範囲でお願いできれば。

○委員（山本行男） 村上参与。

○参与兼資産経営課長（村上将士） 御三名を予定していますけれども、全て弁護士を予定しております。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） 分かりました。

もう一点が先ほど草賀委員からも少しお話がありましたけれども、市長からは、起こったのを第三者委員会で、間違っ売ってしまったのということでありましたけれども、事象が分かってから相手方に伝えるまでに 1年間経過してしまったというのは、今回の金額に対する大きな理由になるんじゃないかなと、判決文を読んでも、判決文ではなかなかそこまではっきり書いていないですけども、何年の、令和元年の 7月という時点で分かったところからの金額でしたけれども、やっぱりそこら辺をかなり僕は重要だと思っているんですけども、そのあたりの第三者委員会での検討がされるのかということ、そのあたりをどう考えていらっしゃるのかお聞き思います。

○委員長（松浦昌巳） 村上参与。

○参与兼資産経営課長（村上将士） 当然としてそれも話題になって、第三者委員会の求償できるかどうかの話題になると思います。

○委員長（松浦昌巳） 嶺岡委員、3回目ですか。

○委員（嶺岡慎悟） はい。じゃ、ぜひそれは進めていただきたいということと、もう一点が先ほど11月の広報でということでありましたけれども、市民としては、この結果よりどうやって市が責任を取ったかのほうが正直気になっているとか、重要だと私は思っているんですけども、11月じゃ多分それがまだ分かっていない状況の広報になってしまって、多分みんな煮え切らないような感じの可能性はあるかなと私は思うんですけども、11月は11月でやったほうが良いとは、やるべきかと思えますけれども、その後求償権だったりそのあたりがはっきりして、市の責任をどう取るかということをはっきりしてから、もう一度やっぱり広報するほうが良いと思えますし。ちょっと交ざりますけれども、前は広報の中にビラを 1枚白黒か何かで印刷して入れ込んだと思えますけれども、あれだとやっぱり広報の中に入っているよりさらに分かりやすいとか目立つ部分ではありましたけれども、そういったものも含めて、ちょっと11月だけじゃ足りないんじゃないかなと思えますけれども、そのあたりをどう捉えているかお願いします。

○委員長（松浦昌巳） 久保田市長。

○市長（久保田崇） 確かに御指摘の部分もあるのかなと思いますが、まずは私どもとしては、本件判決が確定した後速やかというタイミング、あと、できれば私としては相手方へのおわびが終わっているタイミング、その直後ということで11月の広報ということを今予定しているところがございます。

その後、求償の検討結果というものが出てくると思いますが、それらについては再度広報かというところはちょっと今の時点では分かりませんが、いずれにしても、これは記者会見や報道発表等



でかなり大きく取り上げられると思いますので、そういった形を通じてしっかりと広報してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） そのほか。

窪野委員。

○委員（窪野愛子） ただいま皆様のお話を伺っていてちょっと思い出したことがあります。この件に関しましては、発覚後、議会のほうでも大変問題視されまして特別委員会、先ほど御発言があった草賀委員長として、含めて 7人の特別委員会を開催しまして、何度もお話し合い、現地にも視察に行ったりして、そしてそこに関わった人たちもお招きして質問したり、相手方の不動産の会社にも行かせていただいたりということで議論を重ねてきました。そして、ちょっと見ますと、いろんな様々な結果が令和 2年の 6月の定例会における議会だよりにしっかりと、今皆さんがいろいろお話ししたことが全て網羅されています。改めてこの事案がどうして起きたのか、そういったところを再確認するためにも、ぜひこの文章を読んでいただけたらと思います。よろしくお願ひします。質問ではなかったですけども、すみません。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） 今のに関連して。第三者委員会は 3名以内で予定しているということですが、特別委員会でいろいろなこともお聞きしておりますので、記録をお見せしてぜひ読んでいただいて、その上でいろいろ御判断をいただきたいというふうに思います。

さらに、もう一点。

大変旧市長と、それから副市長の、何というか、職場の風土を形成する上で大変重要だったと思います。これがちょっと長引いたということがあったと思いますので、ぜひ第三者委員会がどういう結論が出るか分かりませんが、私は本当に自主的でもいいから、やっぱり市長、副市長ぐらいには、何らかのことを考えさせるようなことを働きかけをいただいたらどうかと思うぐらいです。松井市長と伊村副市長に対しては、やっぱり市側から何らかのそういった促しもあってもいいんじゃないかというぐらいに、あの時点での責任は感じておりました。

○委員長（松浦昌巳） 今の質問ではないかもしれませんが、何かコメントはございますか。

久保田市長。

○市長（久保田崇） 御意見ということかと思しますので受け止めますけれども、先ほど副市長から答弁申し上げたとおり、本件の判決の内容については、松井前市長、また伊村元副市長にもお伝

えをしているところでございます。それ以上のことについては、まず私どもとしてやはり求償委員会の検討結果、これを最重視してそのときの対応をしていく。それ以外のことというのは、私は当人たちが自ら考えることであって、私どもが働きかけを行うということはそのこと自体が強要行為と取られる可能性もありますので、かなり慎重に考えないといけないのかなとは思っています。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） そのほか御質問。

高橋委員。

○委員（高橋篤仁） この後の先の先の話になってしまうかもしれないんですが、第三者委員会で求償ができるという判断をしたとしても、それはこちら側の判断で裁判所の判断ではないので、当該対象者が払いたくないよという形でまた裁判を起こされるケースもあるんじゃないかと思われるんですが、そこら辺はどうするんですか。

○委員長（松浦昌巳） 高柳副市長。

○副市長（高柳泉） もちろん求償を受けた者がそれを不服だということになれば、それはそれで不服の申立てということはできる、そういった制度になっております。

○委員長（松浦昌巳） 高橋委員、よろしいですか。

○委員（高橋篤仁） はい、結構です。

○委員長（松浦昌巳） そのほか御質問ございますか。

藤澤委員。

○委員（藤澤恭子） 求償委員会というか第三者委員会を立ち上げるということですが、市としては何に対して求償を求めていくのか、求めるというか。単なる事務処理であったのか、この裁判に至るまでの全ての流れであったのか、時間が経過したことで様々な要因が重なっての裁判になってこの結果になったかと思うんですが、どこに求償をする余地があるかどうかというところを検討材料にされているのかお伺いします。

○委員長（松浦昌巳） 高柳副市長。

○副市長（高柳泉） 市長からもお話しをしておりますとおり、今回のことについては、平成30年でございますか、このときに土地を売却してしまったということの一連の流れ、それからその後判明してから、それを売ってはいけないということが分かってからサンケイ開発さんのほうにお知らせする時間が空いたというようなこと、全部の一連のことについて全て、先ほど草賀委員からもお話がありましたように、もし議会のほうからお認めいただければ、特別委員会のそういった資料も全て第三者委員会の皆様には資料提出をさせていただいて、その中でいろいろな面から御判断いた

だきたいというふうに思っています。

○委員長（松浦昌巳） 藤澤委員。

○委員（藤澤恭子） 附帯決議の中にも売却から一連に至るまでということですが、やはり一つのミスから裁判にまで至ってしまったというこの体制についても、ぜひ検討いただきたいと思います。  
以上です。

○委員長（松浦昌巳） 質問はよろしいですか。

○委員（藤澤恭子） はい。

○委員長（松浦昌巳） 鷺山委員。

○委員（鷺山記世） 広報のほうには、地裁と高裁で出た主文全てを載せる意向、考えはあるのか教えていただけますか。見解を伺います。

○委員長（松浦昌巳） 高柳副市長。

○副市長（高柳泉） 今細かいところは詰めていますのでどうなるか分かりませんが、やはり相手方がこういった事情で提訴をされたら、そして一審と二審と判決があったというような事実についてはお知らせはさせていただきたいに思っています。

○委員長（松浦昌巳） 鷺山委員、よろしいですか。

鷺山委員。

○委員（鷺山記世） ちょっと私が不思議に思うのは、例えば高裁の結果、控訴が棄却されましたというのとか、新聞とか報道でも一切、新聞やテレビのニュースでも一切報道されていないのが不思議に思いました。裁判所の主文というか結果、判決としてはこういう結果を出しますよということなので、そういったのをきちんと市民の皆様にお知らせしたほうがいいのではないかという思いで、今伺わせていただいたんですけれども。

○委員長（松浦昌巳） 久保田市長。

○市長（久保田崇） まず、すみません、これも指摘をさせてください。棄却はされておられませんので、事実関係としては。私も控訴をいたしました。双方が控訴をいたしました。棄却というのは判断せずということなんです、判断がなされておられませんので棄却ではございません。

そして、御質問は、広報かけがわに判決の主文を丸ごと掲載するかどうかという質問だったと思いますが、そこについて私は正直否定的です。細かい調整というか文章というのをまだつくり上げていないのでこれからなんですけれども、主文だけ掲載しても非常に分かりにくいです。そもそも附帯決議では市民に分かりやすい説明をということでありましたので、私どもとしては、それがしっかりと市民に伝わるような表現方法で考えていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） よろしいですか。鷲山委員、よろしいですね。

ほかに御質問よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） よろしいですか。

それでは、以上で質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） この問題につきましては、お金を払うということはもう裁判で決まっていることなので、これは致し方ないかと。ここについてどういうふうにするつもりはないんですけれども、市民の皆さんからすると、市の誤った一連の経過でもって土地を誤って売却して、それが裁判沙汰になって、5,000万近いお金を税金から出さなきゃいけないということへの怒りというか、そんなばかなという。何で市のお金でこれを払わなきゃいけないよという、市民が責任取らなきゃいけないのかという、そういうものというのは本当に大きくあるんじゃないかなと思うんですよ。だから、そこに対して私たちも市民に対して説明責任がありますよね。議会がそういういろんな承認をしてきているということもあるので、そこは担保されるかどうかというのが、ちゃんときちんとこれがずっと最後まで、本当にどこに責任があるかというところを問いつけることはできるかというところを問われているような気がしているんですけれども、附帯決議も特別委員会委員長報告も、もう一回私も読みました。その後に出ている、附帯決議をつけた裁判費用を出してくるというのを可決した議会のほうも読んだんですけれども、なので、今判決は終わっているんだけれども、きちんと継続されるということがすごい大事なんじゃないかなというふうに思っています。

○委員長（松浦昌巳） 今、勝川委員より、支払いは仕方ないけれども、市民の皆様への説明とか責任というのは、これからもしっかり説明をしていかなきゃいけないんじゃないかというような御意見です。

この御意見に対して、何か皆様から御意見は。

大井委員。

○委員（大井正） 先ほど部長のほうからかな、判決以後市に対して市民から何か反応はありましたかという問いに対して、ありませんということだったんですが、ちょっと違和感があるという。

私は地元に近いということもあるんでしょうけれども、いろんな場面、いろんな御意見がぶつかっています。しかもそれも困ったなと思うのがいろんな見方をするんです、市民。だもんで、ある意味行政責任とか市長や副市長の責任と、ポストに対する責任を言う人もいれば、大変申し訳ない話ですけども、業者さんのことを勘ぐるような質問も受けます。私だったもんですから余計でしょうけれども、議会は何やっていたんだという角度からの質問もあります。そして、さらに面倒くさいのが行政がやったことで何で負けるんだとか、勝ち負けのところでは立場立場でいろんなことを言う人もいます。

なので、私は、今回議論になっているいろんな場での市の統一した態度の表明というのは、本当にくどいくらいにやるべきだし、できれば表明内容というのが行政も議会も、議員個人個人も含めて、可能な限り広い合意を取った上でやっていく。あるいは出発してからまとまっているという、その方向性はぜひ必要じゃないかと考えます。

○委員長（松浦昌巳） 大井委員より、たくさんの考え方の人がいて、できるだけ多くの人に説明をということで表明をするべきであると、いろんな機会を使って表明するべきであるというような御意見でよろしいですね。

○委員（大井正） はい。

○委員長（松浦昌巳） そのほか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 先ほど来、皆さんからが質問して、当局市長をはじめ、今後のことを含めてしっかりお答えをいただいていますので、予算については当然だと思いますが、やっていけばいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（松浦昌巳） 鈴木委員より、質問の中ではあつてかなりの回答が得られているんじゃないかということで、このことに関しては進めるべきであるという御意見です。

そのほか。

藤原委員。

○委員（藤原正光） 私も鈴木委員と同じ考えで、市長のほうから丁寧な説明と、9月定例会が終わった後に謝罪という話も出ましたし、また市民への説明も、広報の出し方の時期はちょっとあったんですけども、そちらのほうで丁寧に説明するというお話があったもんですから、これは可決してもよいのではないかと思います。

○委員長（松浦昌巳） 藤原委員より、丁寧な説明をいただいて納得をしていると、このまま進めるべきであるというような御意見です。

ほかに御意見。

○委員（二村禮一） 先ほど市長の説明がありましたように、第三者委員会でまずは委ねていただいて、それで専門的な知識を持った人が 3回か 4回、12月の終わり頃ですか、ある程度の結論を出していただきますのでね。私たち議員はいろんな市民の方から声は聞いていますけれども、あっちへつく人からこっちへつく人から、いろんな考えが違うし、またこれが名前が出て表へ出ちゃって一人歩きするのちょっと危険な問題ですので、まずは第三者委員会の結果を見ていただいて、それから議会のほうも判断していけばいいと、そういうふうを考えています。

○委員長（松浦昌巳） 二村委員からは、第三者委員会の結果を見て判断をすべきである、このまま進めるべきであるということによろしいですね。

ほかに御意見がある方。

よろしいですか。

〔「いいです」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） それでは、討議を終了します。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） それでは、採決に入ります。

議案第99号 令和 5年度掛川市一般会計補正予算（第 6号）について、可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 手を下ろしてください。

議案第99号については、全会一致にて可決するものと決定いたしました。

ここで勝川委員と大井委員の、そのまま、どうしますか。

〔「休憩をいただけますか」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 5分程度の休憩を入れたいと思いますのでしばらくお待ちください。

午前10時18分 休憩

午前10時21分 開議

○委員長（松浦昌巳） 休憩前に引き続き会議を継続します。

勝川委員及び大井委員より、議案第99号に対する付帯決議案が提出されておりますので、趣旨説明をお願いします。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） それでは、提出いたしました付帯決議案について説明をさせていただきます。

今回の今の質疑がいろいろあった中で、大分明らかになってはいるというふうに思っています。ただ、あえて議会としてこの件に関して、本当に市に対しては毅然としてきちんとした対応を最後まで仕切ってほしいよという態度表明をするという意味で、附帯決議を上げたらどうかという御提案になります。

家代の里地内市有地の売却の瑕疵及びその後の市の対応が、業者等に与えた影響と、市民の市への信頼の失墜は計り知れない。今回判決を受けた賠償金支払いに市の予算を計上するにあたり、下記事項を求めるということで、

- 1 相手側への速やかな賠償金の支払いと同時に誠実な謝罪を行ない、このことを市民にも丁寧に説明すること

- 2 第三者委員会の結論如何にかかわらず、市の責任の取り方を検討すること

以上、決議するというので附帯決議を上げたということです。

第三者委員会の結論が出た後の再発防止策、そうしたものも含め、それから現在の幹部のみならず、第三者委員会が出してきた内容に対してそれを旧職員にも示した形での対応というか、そういうことも検討していただきたいという意味でこの附帯決議を上げたらどうかという御提案です。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（松浦昌巳） それでは、以上で質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

附帯決議に対して意見のある方はお願いします。

二村委員。

○委員（二村禮一） この附帯決議は、前回も既にこれと同じような内容はもう出されていますし、それが市のほうではっきり分かっていますので、あえてまた同じような内容を上げる必要は私はないと思います。

○委員長（松浦昌巳） ただいま二村委員より、前回とかなり重なっているの、今回は出す必要はないんじゃないかという御意見です。

そのほか。

寺田委員。

○委員（寺田幸弘） 附帯決議の内容ですけれども、先ほどから市当局も、市長をはじめ当局の説明、これで十分とは言えないかもしれませんが、随分ほとんどの部分でカバーしていると思いましたので、附帯決議はあえて出す必要はないと思っています。

○委員長（松浦昌巳） 寺田委員より、先ほどの当局の説明で十分ではないかという御意見です。

そのほか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉） 附帯決議は必要ないと思いますけれども、委員長報告の中で、今答弁を言われたりしましたので、その内容をしっかりとうたっていただければよろしいんじゃないかと思えますけれども、お願いします。

○委員長（松浦昌巳） 草賀委員より、委員長報告でしっかりまとめておいてほしいという御意見です。

そのほか意見は。

山本委員。

○委員（山本行男） かぶりますけれども、当局のほうも非常に今前向きな答弁をいただいているもんですから、そこを本当に重くいただければ、私は、附帯決議そのものは説明でよしということでもよろしいんじゃないかと思えます。

○委員長（松浦昌巳） 山本委員より、前向きな答弁があったという御意見です。

大井委員。

○委員（大井正） 今までの議論の中身について否定的な考えはないし、当局の御答弁に対しても積極的な面がたくさんあるということで承知はしております。

ただ附帯決議自体は議会が行うもので、議会は説明責任を市民に対して負っているわけですから、我々も当局と一緒に事案の細かな説明を果たしていきますよと、追及というのはおかしいかな、していきますよということで出したらどうか。特に市長がおっしゃいました市の責任の取り方の中には、再発防止対策等を含むという御答弁がありました。そういったことを議会としてしっかり受け止めているよということを市民に対してお約束するという意味の決議は、あったほうがいいと考えます。

○委員長（松浦昌巳） 大井委員より、答弁の評価はするけれども、議会としての説明責任を果たすべきであるという御意見です。

そのほか。

勝川委員。



○委員（勝川志保子） 再度申し訳ありません。 3年前に同様の決議を上げているからということなんですけれども、 3年前、令和 2年の 9月に上げた附帯決議というのも本当にあえてつけたんですよ。いろんな論議がされました、議会の中で。やっぱりこれを通すに当たってはということで、裁判を始める前、訴訟になる前に上げているんですよね。今訴訟が終わった時点、訴訟が終わって賠償金を払わなきゃいけなくなった時点です。やっぱり折々のところできちんと議会がこの問題に対して態度を表明するというのは、私は意味があるというふうに考え、決議ですというふうに考えています。

○委員長（松浦昌巳） 勝川委員より、訴訟後の対応をしっかりとすべきではないかという御意見です。

そのほか。

藤原委員。

○委員（藤原正光） 先ほど鈴木委員でしたか、今回の附帯決議の 3点ですか、謝罪と丁寧な説明と第三者委員会の結論のというところで、ちょうどこのことについて全て皆さんが質問されてちゃんと答えもいただいているものですから、あえて出す必要はないと思います。

○委員長（松浦昌巳） 藤原委員より、先ほどの質問の中で全てが回答されているのではないかという御意見です。

そろそろよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） それでは、以上で討議を終結します。

討議が終わりましたので、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） それでは、採決に入ります。

議案第99号 令和 5年度掛川市一般会計補正予算（第 6号）に対する附帯決議案について、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 下ろしてください。

附帯決議案につきましては、賛成少数にて否決すべきものと決定いたしました。

以上で予算決算委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 皆さん、閉会でいいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（松浦昌巳） それでは、以上で予算決算委員会を終了します。  
お疲れさまでした。

午前10時29分 散会